

一般社団法人日本衛生検査所協会 生涯学習推進専門委員会規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本衛生検査所協会（以下「本協会」という。）生涯学習推進専門委員会（以下「委員会」という。）は、本協会会員の全従業員を対象とした生涯学習通信講座の適正な実施の推進と教育の標準化ならびに従業員の資質向上を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、開講する講座に応じた必要人員で組織する。

2 委員は、本協会会員の推薦者の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 委員会の下部組織として、資格認定委員会を設けるほか、開設する講座別に実行委員会を設けることができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第4条 委員会に委員長1人及び講座別の担当副委員長各1人を置く。

2 委員長は、会長指名により、副委員長は、委員の互選によりこれを選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、会長の要請があったとき又は委員長が必要と認めたとき、委員長が招集する。

(委員会の議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会の設置)

第7条 委員会は、審議に関し特に必要があるときは、小委員会を設けることができる。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(本規程の改廃)

第9条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

附則

1 この規程は、令和6年3月28日から適用する。